

第二章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

本章では、本県が所有するすべての公共施設等に概ね共通する、総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針を定める。公共施設等の種類により、この方針と一部異なるものについては、第三章において、種類ごとに類型化した方針を定める。

(1) 対象期間

本方針の対象期間は、平成 27 (2015) ～36 (2024) 年度までの 10 年間とする。

第一章では、公共施設等の状況や人口、経費等の今後の見通しについて、20～30 年程度にわたる長期的な把握・分析を行ったが、より実効的な方針とする必要があること、社会情勢の変化により実施すべき取組みが大きく変わる可能性があることから、対象期間については 10 年間とし、それ以降は改めて方針を策定する方向で進めるものである。

ただし、対象期間内であっても、必要に応じて適宜方針を見直すものとする。

(2) 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

本方針の策定にあたっては、総務部管財課が中心となり、関係部局を構成員とする「岐阜県公共施設等総合管理計画策定会議」を設置して方針の内容等の検討を行ったところであるが、今後は、本方針に基づく取組みを効率的かつ効果的に推進するとともに、個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）の策定に取り組むため、同策定会議の構成員の拡充等を行い、関係部局が連携した推進体制を継続することとする。

また、公共施設等の情報管理にあたっては、既存の岐阜県総合財務会計システム等を活用するとともに、新地方公会計の整備の一環として、本県が所有するすべての固定資産について、取得価額や増減の異動、減価償却累計額等のデータを一元的に取りまとめ、ICTを活用したシステムにより管理する固定資産台帳を整備する予定となっているため、この固定資産台帳を公共施設等のマネジメントにも活用していく。

(3) 現状や課題に関する基本認識

建物及びインフラ施設のいずれにおいても、整備後の年数経過とともに、維持管理、維持保全や再整備等に要する経費が増大することが見込まれると共に、人口減少社会においては、公共施設等の利用需要や行政サービスへのニーズの変化があると予想される。また、充当可能な財源の見込みについて、持続可能な財政運営への道筋がつつあるが、増加が見込まれる公共施設等に要する経費について、公共施設等の総量を維持しながら、その財源を将来にわたって確保していくことは容易ではない。

そのため、公共施設等の計画的・効率的な維持管理、維持保全や再整備等を実施し、施

設等の長寿命化やライフサイクルコストを縮減することにより、財政負担の最小化・平準化を図ることが必要である。また、公共施設等を活用した取組みによる歳入の確保にも取り組む必要がある。

(4) 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

公共施設等は、建物でもインフラ施設でも、常に安全かつ安心して利用できることが第一であり、適切な管理により、突発的な不具合による利用停止や事故等の防止を図る必要がある。また、予防保全の考え方を取り入れ、優先順位を設定して計画的に維持保全等を実施していくとともに、光熱水費や委託料等の維持管理費の見直しにより、平均使用年数延長やライフサイクルコスト縮減、長寿命化や財政負担の最小化・平準化を推進する。

老朽化等に伴う再整備を実施する場合は、人口の将来見通し、行政需要等、建物又はインフラ施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、当該公共施設等そのものの必要性や適正規模を精査した上で、拡充、縮小、転用、統合、廃止等の検討を行っていく。

① 点検・診断等の実施方針

建物については、建築基準法第12条に基づく定期点検の他、指定管理者・建物管理委託業者等による各種設備の点検や職員による日常点検を実施し、建物の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努める。

インフラ施設についても、職員や専門の委託業者により点検を実施し、施設の機能や状態、異常や劣化、損傷の有無等について把握に努めるとともに、点検マニュアルの整備、劣化状況等のデータ整備、巡視・パトロールを実施する。

② 維持管理・維持保全・再整備等の実施方針

公共施設等や付随する設備に不具合・故障が生じる以前に、修繕又は交換し、機能・性能を所定の状態に維持する予防保全の考え方を取り入れ、計画的で効率的な維持保全や再整備等を実施するとともに、光熱水費や委託料等の維持管理費の見直しに取り組むこととし、財政負担の最小化・平準化、公共施設等の長寿命化を推進する。

③ 安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設等の状態を正確に把握し、必要な対策を適切な時期に、効率的・効果的に実施していくことで公共施設等の安全確保を図る。

なお、人的被害の可能性など特に危険性が高いと認められた場合は、応急的に適切な修繕等を行うとともに、当該施設等の維持保全等の計画を前倒しての実施や、危険性の

程度及び利用状況等によっては、代替施設等への一時的な移転や、用途廃止、取壊しを検討する。

④ 耐震化の実施方針

建物の耐震化は、「岐阜県耐震改修促進計画」に基づき、今後も計画的に取り組んでいく。耐震性が不十分な建物のうち、改築予定等を除く建物については順次補強工事を実施する予定で、特に防災拠点となる庁舎については平成 27（2015）年度、警察署については平成 28（2016）年度、その他の建物については平成 29（2017）年度までの耐震化完了を目指す。

インフラ施設の耐震化は、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化など、各公共施設等の優先順位に沿って実施し、耐震性を確保していく。

⑤ 長寿命化の実施方針

予防保全の考え方を取り入れ、計画的な維持保全等を行うとともに、耐震性・耐久性が高い資機材を選定するなどの取組みにより、公共施設等の平均使用年数の延長やライフサイクルコストの縮減に努める。

⑥ 統合や廃止の推進方針

今後の人口減少社会にあっては、現在と同種・同規模の公共施設等を維持する必要性は必ずしもなくなっていくことから、老朽化等に伴う再整備等に際しては、県行政の遂行や県民の安全・安心、利便性に支障をきたさないよう配慮した上で、利用状況やニーズ等、建物又はインフラ施設ごとに異なる状況をさまざまな観点から検討し、拡充、縮小、転用、統合、廃止等により公共施設等の最適化を図っていく。

⑦ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

公共施設等の管理には、各施設等の特性に応じた人材の確保が必要であり、技術職員や専門家による研修会等により、高度な知識・技術を要する人材の養成を行う。また、管理・点検の委託業者や利用者（利用団体）との連絡を密にしたり、県民ボランティア等と連携したりすることで、公共施設等の状況を効率的に把握できる体制の構築を進める。

この他、施設等の点検・補修や長寿命化に有用な情報通信技術の導入を進め、効果的・効率的な公共施設等の管理体制の構築を推進する。

(5) フォローアップの実施方針

本方針の進捗管理にあたっては、有識者会議（岐阜県施設等有効活用事業審査委員会）における意見聴取、議会（委員会）への報告及び本県ホームページにおける公表などを行う予定である。

また、前述のとおり、必要に応じて適宜方針を見直すものとする。

(6) 目標指標

本方針に基づき、より具体的な個別施設毎の長寿命化計画（個別施設計画）については、5年以内に策定すると共に、全庁的な公共施設等のデータベースを、3年以内に構築することとする。

なお、中期的な目標指標としては、予防保全の考え方を取り入れた維持保全の実施により建物の使用年数を建築後50年間から65年間に延長することや、人口減少等を考慮した公共施設等の統合・廃止等により、平成50（2038）年度（今後24年間）までに必要と考えられる建物に要する経費（維持管理、維持保全及び再整備）の総額について、30%程度削減を行うこととする。